

2 林政政第 114 号  
令和 2 年 5 月 25 日

(一社)全国森林土木建設業協会 会長 殿

林野庁長官



令和 2 年度「環境の日」及び「環境月間」の行事等の実施について  
(依頼)

このことについて、令和 2 年 4 月 30 日付け 2 予第 261 号にて大臣官房参事官（経理）から別添のとおり通知がありましたので、趣旨を御理解の上、「環境の日」及び「環境月間」における取組を推進いただくようよろしくお願い申し上げます。

(担当) 林政課総務班総務係 (03-6744-1777)



2 予 第 261 号  
令和2年4月30日

林野庁長官 殿

大臣官房参事官（経理）

令和2年度「環境の日」及び「環境月間」の行事等の実施について（依頼）

このことについて、環境事務次官から別紙（写）のとおり依頼があったので、特段の御配慮を願いたい。

なお、貴管轄下各機関、所管法人、関係諸団体に対しても、この旨周知願いたい。





環境総発第 2004223 号  
令和 2 年 4 月 22 日

各府省庁事務次官 殿

環境事務次官  
(公印省略)

令和 2 年度「環境の日」及び「環境月間」の行事等の実施について (依頼)

平素より、環境行政の推進に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

環境省では、毎年、環境基本法に定められた 6 月 5 日の「環境の日」を中心とする 6 月の一か月を「環境月間」として、各方面に呼びかけ、その御協力を得て「環境の日」及び「環境月間」の趣旨にふさわしい各種の行事を実施、推進してまいりました。

つきましては、この実施要領の趣旨を御理解いただき、これに沿って新型コロナウイルス対策に則った方法で、令和 2 年度の「環境の日」及び「環境月間」における各種関連行事等を実施することについて格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

貴管轄下各機関、所管法人、関係諸団体に対しても、本実施要領の趣旨に沿った行事・事業の実施について御指導いただきたく、併せてお願い申し上げます。



# 令和2年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領

環 境 省

## 1. 背景

環境の日・環境月間は、昭和47年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」に由来します。

国連は、「国連人間環境会議」での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に、環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等においてこの趣旨にふさわしい各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、6月の1か月間を「環境月間」として設定し、環境保全に対する関心を高めるための啓発活動を行っています。

## 2. 令和2年度の環境省の取組について

### (1) 令和2年度環境政策の基本的方向

環境・経済・社会の課題は相互に関連し複雑化しつつあり、世界は「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」の採択（ともに2015年）により、大きな転換点を迎えています。こうした認識の下、第五次環境基本計画（2018年4月閣議決定）は、「環境・経済・社会の統合的向上」の具体化により、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととし、「地域循環共生圏」の創造（地域資源の持続可能な形での活用を通じた自立・分散型の社会の形成）に取り組んでいくことを宣言しました。

「新たな成長」に向けた取組は、まだ緒に就いたばかりです。今を生きる我々の世代のニーズを満たしつつ、将来世代が豊かに生きていける脱炭素社会を実現するためには、既存の取組の延長ではなく、イノベーションの創出を後押し、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを大胆に変革していく必要があります。そのためには、環境問題だけでなく経済・社会的課題の同時解決を可能にする新時代の政策デザインをより一層追求していかなければなりません。「地域循環共生圏」の創造に向けて、あらゆる政策を効果的に連携させながら、更なる実践を進めていきます。

人と環境を守る—この変わらぬ精神を保ちながら、新たな課題にも真正面から向き合い、環境省は、社会変革を通じて「環境と成長の好循環」を実現する、より幅広い政策に挑戦していきます。

## (2) 環境月間における取組

令和2年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、国民一人ひとりが環境問題への理解を深め、日々の暮らしの中で行動に移していただくことを目指します。

例えば、環境省では以下のような幅広い関係者の参加するプロジェクトや政策を実施しており、これらに関連する各種行事等を実施します。

### ○「プラスチック・スマート」

海洋プラスチック問題の解決に向けた、個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体による取組を進めるべく、ポイ捨て撲滅を徹底した上で、不必要なワンウェイのプラスチックの削減など、「プラスチックとの賢い付き合い方」を全国的に推進し、国内外に発信します。

### ○「COOL CHOICE（賢い選択）」

2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するため、家庭、業務、運輸など各部門で大幅な削減努力が必要です。特に家庭部門については4割の削減が必要であり、「COOL CHOICE」（賢い選択）を旗印に、日々の暮らしの中での地球温暖化対策の取組の選択肢やメリットを分かりやすく示し、取組を幅広く呼びかけます。

### ○「家庭系食品ロス半減に向けた国民運動」

家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指し、日常生活における工夫等を広報していくとともに、市町村による食品ロスの削減に向けた取組を応援します。

### ○「国立公園満喫プロジェクト」

訪日外国人の国立公園利用者を2020年までに現在の約2倍の1,000万人に増やすことを目標に取り組みます。

### ○「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」

森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出すことや、一人ひとりが森里川海の恵みを支える社会をつくることを目標にプロジェクトを推進します。

また、これらに加えて、以下のような観点に重点を置いて、環境保全活動の普及・啓発に関する各種行事等を実施します。

### ○科学的な知見の身近なレベルでの理解

環境問題の科学的・社会的知識を、身近なレベルで理解いただき、より具体的かつ効果的な行動の促進と継続につなげていきます。

○環境政策・取組への理解と参加

環境問題の解決に向けた環境政策の必要性や効果について、理解を深めていただき、環境政策や環境保全活動への参加を広げていくことを目指します。また、国、地方公共団体、企業、NGO・NPO、報道機関、研究機関等の幅広いステークホルダーが連携・協力して取り組みます。

3. 実施方針

(1) 実施期間

環境の日： 6月5日

環境月間： 6月1日から30日までの1か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO・NPO、報道機関等

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会、環境保全活動コンテスト等のつどい、SNSやホームページを活用した発信強化
- ・知識の普及：環境展、環境技術・環境保全型商品やエコカーの展示、施設の公開、工場等の見学、環境保全施策の説明会
- ・実践活動：
  - ・省エネ機器への買換えなどのエコ商品選択の推進
  - ・空調・冷蔵冷凍機器・照明等における節電
  - ・ライトダウン
  - ・エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換
  - ・エコドライブ
  - ・環境家計簿
  - ・エネルギー使用量・温室効果ガス排出量の「見える化」
  - ・J-クレジット等を活用したカーボン・オフセット及び再エネ電気100%化の実施
  - ・クールビズ（冷房温度の適正化及び服装の工夫）等地球温暖化防止活動（COOL CHOICEの推進）

- ・レジ袋やワンウェイのプラスチックの削減等リデュース
- ・リユース・リサイクルの取組
- ・食品ロス削減のための食べきり運動
- ・不法投棄監視活動
- ・一斉清掃活動（海岸を含む）
- ・植樹等の地域美化運動
- ・自然観察会等自然に親しむ野外活動
- ・飼養動物の愛護と適正管理の普及啓発活動

・顕彰：環境保全に尽力した方、環境保全作品等の表彰